

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年6月19日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所 管理部門長 木白 俊哉

## 1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 (単価契約) メロ類耳石の切片作製及び年齢査定業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和7年3月14日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、それぞれこの項目ごとの単価に予定数量を乗じて  
た総額の合計額を記載すること。また、落札決定に当たっては、  
入札書に記載された金額に当該金額の100分の10にあ  
相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数落札価  
格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税契  
約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記  
載すること。

## 2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務を履行しうる知識・技術を有することを証明した者であること。
- (6) 仕様書を踏まえた実施体制を整備するとともに、第三者に委託することなく業務責任者(査定結果の最終判定を行える者)を有することを証明した者であること。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。
- ① 直接交付  
神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4  
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所管理部門管理課用度担当  
電話 045-788-7628  
FAX 045-788-5001
- ② 宅配便着払いによる交付  
任意書式に「(単価契約)メロ類耳石の切片作製及び年齢査定業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付  
任意書式に「(単価契約)メロ類耳石の切片作製及び年齢査定業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕書等に上記記載の疑義が生じた場合は、令和6年6月2日までに本館へお問い合わせください。なお、当該日に限り、入札説明会の開催が予定されていない場合は、別途お知らせいたします。

5. 証明に関する事項

(1) 証明書類等  
 (2) 提出場所  
 (3) 提出期限

競争参加者は、上記2. (5)及び(6)を証明する証明書類を提出しなければならない。入札説明書による。3. ①に同じ。令和6年7月10日 17時00分

6. 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所  
 (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

令和6年7月29日 14時00分  
 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4  
 国立研究開発法人水産研究・教育機構  
 横浜庁舎 ビデオライブラリー室

令和6年7月29日 12時00分  
 3. ①に同じ。

7. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
 (2) 入札保証金及び契約保証金  
 (3) 入札の無効  
 (4) 契約書作成の要否  
 (5) 落札者の決定方法  
 (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。  
 (7) 詳細は入札説明書による。

日本語及び日本国通貨。  
 免除。  
 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。  
 要。  
 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

8. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先  
 次の①及び②いずれにも該当する契約先  
 ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等<sup>※注1</sup>として再就職していること  
 ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること<sup>※注2</sup>

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。<sup>※注1</sup>  
<sup>※注1</sup> 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与える者と認められる者を含みます。  
<sup>※注2</sup> 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報  
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び

- 当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
- 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

## 9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

## 業 務 仕 様 書

1. 件 名 (単価契約) メロ類耳石の切片作製及び年齢査定業務
2. 業務目的 本業務は、2種のメロ類（マジェランアイナメ *Dissostichus eleginoides* とライギョダマシ：*Dissostichus mawsoni*）の耳石処理・年齢査定を行う。このうち、ライギョダマシは耳石の形状・特性から耳石標本処理・年齢査定に高度な熟練を要する。したがって、本業務の実施に当たり、南極海域のインド洋区・南東大西洋区で採集されたライギョダマシの耳石薄片処理・年齢査定において CCAMLR（南極海洋生物資源保存委員会）基準を満たす技能を持つ熟練した外部の分析専門機関に委託し、合計 800 検体の耳石について切片の作製及び輪紋の計数、画像化とマーキングを行い、同海域における体長一年齢関係の解析に用いることを目的とする。
3. 予定数量 

1) マジェランアイナメ（切片標本作製、輪紋計数、画像化）	100 検体
2) ライギョダマシ（切片標本作製、輪紋計数、画像化）	700 検体
4. 納 期 令和 7 年 3 月 14 日
5. 成果物 神奈川県横浜市金沢区福浦 2-12-4  
提出先 国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産資源研究所
6. 業務内容
  - 1) 試料の送付  
水産資源研究所（以下「当所」という。）が、本業務に用いる耳石標本および標本一覧表を請負者に送付する。なお、送付にかかる運送費は当所が負担する。試料の発送は、契約後に発送準備が整い次第速やかに行う予定である。また、当漁期（令和 5 年 12 月～令和 6 年 11 月）のサンプルを分析する必要がある場合は、10-11 月頃に試料の発送を行う予定である。
  - 2) 耳石切片の作成  
以下の手順は、マジェランアイナメとライギョダマシで共通となる。CCAMLR で耳石年齢査定の手法的な改訂があった場合は、改訂に対応すること。
    - 2 - 1) 各耳石標本を標本一覧表と照合し、破損や欠損の確認を行った後、0.1mg の単位まで重量を測定する。破損があった場合、重量測定時にその旨を指定欄に記録し、耳石中心部を通る短軸切片が作れる場合にはそのまま加工標本作製する。
    - 2 - 2) 耳石中心部に印を付け、1 標本ずつ 1cm ほどの大きさの型枠に入れ透明樹脂で包埋する。
    - 2 - 3) 樹脂包埋した耳石は電動切断機と研磨機を使用し、耳石中心部に付けた印を挟んで 0.2mm 程度の切片になるように短軸方向に切断・研磨する。
    - 2 - 4) 薄層切片とした耳石標本は実体顕微鏡で輪紋を観察しながら、輪紋が見やすい状態になるまで研磨作業を行う。研磨紙#1500-2000 を使用し表面を整えスライドガラスに貼り付けて、スライド標本作製する。

### 3) 輪紋計数

- 3-1) 上記で作成したスライド標本を実体顕微鏡によりパソコン画面上にデジタル画像として取り込み、客観的に見て等間隔に明瞭に現れる輪紋を年齢とみなし、耳石解析装置を用いて輪紋を計数する。
- 3-2) 輪紋の状況は「非常に見やすい」「見やすい」「普通」「見にくい」「読めない」の5段階で評価する。
- 3-3) 原則として、輪紋の計数方向は Ventral 側の Sulcus に沿って現れる輪紋を計数するようにする。ただし、Dorsal 側で輪紋の見やすい個体はその方向へ輪紋計数する。
- 3-4) 上記3-1)～3-3)を独立して2度実施する (以下、輪紋計数 A・B)。2名以上で実施する場合は、輪紋計数 A と B で担当者が異なるようにする。単一の担当者が輪紋計数を行う場合は、輪紋計数 A と B の間に十分な期間をあける (2週間以上)。
- 3-5) 輪紋計数結果をエクセルファイルに入力する。輪紋計数 A と B は指定された様式に入力する。また、各輪紋計数の担当者を明記する。

### 4) 耳石の輪紋のマーキング

各検体について、輪紋計数の際に各輪紋に赤印でマーキングを行い、赤印入り切片画像を作成・保存する。輪紋計 A・B の作業において、独立して赤印入り切片画像を作成する。画像は 4096×2160 ピクセル以上の高解像画像を作成・保存する。

## 7. 成果物

業務完了後は、以下の成果物を速やかに送付、納入すること。なお、送付にかかる経費は請負者が負担する。

- 1) 耳石切片のプレパラート標本 (業務内容 2-4 で作成)
- 2) 下記を保存した電子媒体 (DVD-ROM、SD カード等) 2 枚
  - ・ 耳石切片スライド標本を顕微鏡で撮影した画像 (業務内容 3-1 で作成)
  - ・ 輪紋計数結果を入力したエクセルファイル (業務内容 3-5 で作成)
  - ・ 赤印入り切片画像 (業務内容 4 で作成)

各成果は、スライドガラスや画像ファイル名などに標本番号を明記されており、成果物間で各耳石標本 (魚体) の対応関係が明確となっていることを確認する。また、薄片切片を作製しなかった耳石標本がある場合は、成果物と共に送付する。

## 8. その他

- 1) 詳細については担当職員の指示に従う。
- 2) 両魚種について 40 個体の年齢査定を実施した段階で、途中報告として当所担当者に各 40 個体分の上記成果物を提出する。提出された成果物が CCAMLR により定められている評価基準を満たしているかについて、当所担当者が途中評価を行う。
- 3) 提出された成果物が CCAMLR により定められている評価基準を満たしているかについて、当所担当者が事後評価を行う。また、必要に応じて外部の専門家に年齢査定を依頼し、CCAMLR 基準を満たしているか事後評価する。
- 4) 成果物の評価は、i) 各担当者の読み取り精度、及び ii) 担当者間の読み

取り誤差、の 2 点を評価するために用いられる。i) の基準は CV 値 10%以下とする。ii) の基準は担当者間で査定結果の 90%以上が±2 以内、かつ特定の担当者の査定結果において全体的に査定年齢が低いなどの傾向がないものとする。これらの基準は CCAMLR で定められているものである。

- 5) 成果物の評価は、統計ソフトウェア R と CCAMLR 事務局より提供される“AgeCompare”パッケージを用いる。
- 6) 途中評価及び事後評価の結果により成果物が CCAMLR 基準を満たしていないと判断された場合は、請負者は評価基準を満たすために必要な措置を講じた上で、再度年齢査定業務を行い基準を満たす成果物を提出するものとする。再査定に必要な追加経費は、請負者が自ら負担する。